

## ○2020年度の取り組みについて

弊社では、車社会を担う一因として、交通安全への取り組みを究めることを目指しております。

### 1. 輸送の安全に関する方針

- ① バス事業者は、多様化する利用者様の皆様のニーズに的確に対応し、安全輸送サービスを確実に継続することが使命であることを十分認識し、社長・管理者および社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- ② 輸送の安全に関する PDCA(計画の策定→実行→チェック→改善)サイクルを確実に実施するとともに、安全対策を不断に見直し、さらなる安全性の向上に努めます。
- ③ 「安全と安心」をご提供することで、お客様より信頼を頂き、笑顔をお届けできるよう努めてまいります。

### 2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

#### 2019年度目標と結果

- ① 重大事故・飲酒運転の撲滅 【達成】
- ② 防衛運転による人身事故ゼロ 【達成】
- ③ 物損事故ゼロ 【未達成】

#### 2020年度目標

- ① 重大事故 【ゼロ】
- ② 防衛運転による人身事故ゼロ 【ゼロ】
- ③ 物損事故ゼロ 【ゼロ】
- ④ 飲酒運転の撲滅 【ゼロ】
- ⑤ 過労運転の防止 【ゼロ】

2019年度につきましては、人身事故ゼロに関しては達成できましたが、物損事故は3件と達成に至りませんでした。2020年度につきましては、交通事故0件を目標とし、全力で取り組んで参ります。

### 3. 事故に関する統計〔自動車事故報告規則第2条に規定する事故〕

項目	2019年度
死亡事故件数	0件
重大事故件数	0件
軽傷事故件数	0件
物損事故件数	0件
事故報告書提出件数	0件
健康起因事故件数	0件
総数	0件

### 4. 安全管理規定

弊社ホームページ上に掲載

## 5. 行政処分について

平成30年9月6日に東京営業所にて受けた監査にて、以下の行政処分を受けました。

- ・ 処分日 令和1年7月8日
- ・ 処分内容 東京営業所所属、事業用自動車の使用停止(2両 各80日)
- ・ 処分事項
  - 点呼の記録が不適切であったこと  
〈道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第24条〉
  - 運行記録計による記録を怠って運行していた車両があった  
〈道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項〉
  - 指導監督の記録不備  
〈道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項〉
  - 高齢運転者への指導及び適正性診断が不適切  
〈道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項〉
  - 整備管理者の定期研修未講習  
〈道路運送法第27条第3項・旅客自動車運送事業運輸規則第46条〉

以上

## 6. 輸送の安全のため講じた措置

安全に対する基本方針、安全目標・実施計画を全社員に周知させ徹底するために下記の事項について取り組みました。

### ① 安全対策会議

本社にて「安全対策会議」を設置し、輸送の安全の確保に関して定期的に会議を開催し、それぞれの所管業務に係る情報の伝達および連絡調整を図ると共に、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善を確実に実施いたしました。

### ② 交通安全強化日の制定(毎月1日)

「無事故を目指す日」とし、特に自転車・歩行者に十分に注意を払いました。

### ③ 立ち合い点検

取締役及び安全統括管理・運行管理者・整備管理者等による点呼立ち合い、安全総点検を定期的(通常年2回)に実施いたしました。

### ④ 事故防止運動など

4月「春の全国交通安全運動」、9月「秋の全国交通安全運動」12月「年末年始輸送安全総点検」等、事故防止運動を実施いたしました。

## ○安全に関する投資

- (1) デジタルタコグラフの導入
- (2) ドライブレコーダーの導入
- (3) 定期的な年齢に応じた適正診断の受診
- (4) 定期的な健康診断の実施

## ○乗務員教育に関する投資

- (1) 新人教育に関わる費用
- (2) 乗務員指導に関わる費用
- (3) 期毎、安全運転講習会に関わる費用